

個人研修報告

江津市議会議員 森脇 悦朗

研修名：政務活動費のあり方と事例検討

日時：平成31年1月28日（月）10：00～16：00

場所：名古屋市 NHK名古屋放送センター内教室

講師：議会事務局研究会 共同代表

三重県地方自治研究センター上席研究員

元三重県議会事務局 次長 高沖 秀宣 氏

【内容】

1) 政務活動費とは何か

① 地方自治法の規定

第100条

14 議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部・・・・・・・・

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

② 「調査研究その他の活動」（立法者の意思）

（平成24年8月7日衆議院総務委員会会議録より）

- ・具体的な経費の範囲について条例で定めることとした。
- ・どのような経費の範囲を条例で定めるかについては、各議会において適切に判断すべきものである。
- ・議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動や私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象としない。

③ 使途の透明性の確保

- ア) ホームページへの収支報告書の記載
- イ) 公開窓口の設置
- ウ) 領収証のホームページ公開
- エ) 活動報告書・視察報告書（成果がどうなったか）の作成・公開

《政務活動費の適正な運用》

1. 使うことが目的ではなく、議員活動の成果を上げるための支援措置
何のために使うかの認識不足
2. 住民福祉のため、どのような議員活動を行うべきかが先決
議員にその心構えがあるかどうか⇒議員研修の徹底
3. 先進地視察は命令権者から命令されていく公務出張とは別で、議員が自発的に
行うものとの認識が必要
4. 収支報告は、会計報告だけでなく、活動の成果報告である
⇒住民にその成果を示すこと
5. まずは、議員活動を積極的に行うことが前提
本会議の質問や委員会調査、住民意見の把握や行政問題に対する解決策の模索
など政務活動にどのように活用するか？
活用した実績は議員に立証責任があり、住民を納得させることが重要

政務活動費かどうかのポイント

- ① 必要性と合理性の説明ができるか
- ② 調査研究に結び付くか
- ③ 運用は議員と議会事務局の共同責任

2) 政務調査費の法的性質

《法的な対価関係と使途の制限》

・政務活動を使って行った調査活動に結果は様々であり、法的に把握することができ
ず、政務活動費の交付と法的な対価関係に立たせることはできない

⇒社会・現実的には対価関係に立つようにすべきであり、方法として使途を制限する
ことで達成しようとした

⇒間口を可能な限り狭くする（市民感覚で考えるべき）

3) 政務活動費交付条例・規則・運用基準等の制定

・経費の範囲は条例で定める

政務活動費のガイドラインの制定

4) 政務活動費の現状と課題

(1) 団体別支給額（月額）

- ① 都道府県・・・最高 59 万円（大阪府） 最低 20 万円（徳島県）
- ② 政令市・・・・・・最高 57 万円（大阪市） 最低 10 万円（相模原市）
- ③ 市区・・・・・・最高 23 万円（大田区） 最低 0.3 万円（千歳市など 6 市）
- ④ 町村・・・・・・最高 3 万円 最低 0.1 万円
ちなみに江津市は 1 万円

(2) 課題

- ① 後払いにすることも必要か
- ② 用途を調査研究に限定すること
- ③ 使用後の政策的効果をどのように判定するか
- ④ 審査する第三者機関を設置できるか
- ⑤ 領収書等のネット公開など情報公開・情報提供の徹底化を図ること
- ⑥ 議会事務局がどこまでチェックできるか

5) 政務活動費と政策立案

(1) 政策立案能力

神髄は「条例の提案」・・・調査研究した結果、何らかの政策に練り上げ、条例の提案まで持ち込むことができるかどうかポイント

(2) 政策立案は、検討された課題解決のための有効な政策をまとめること

- ・何が問題なのか
- ・政策を開発し実施することで何が利益なのか
- ・どのようなアプローチをする必要があるか
- ・そのアプローチは有効なのか
⇒これらの点を政務活動費を使って調査すべき

6) 今後の政務活動費のあり方

(1) 「政務活動」は何を変えるか

単に間口が広がったわけでない。議員のあり方、議会のあり方が改めて厳しく問い直されることになる⇒自治体議会の形を大きく変える契機になることを望む

(2) 政策立法費に改正（佐々木信夫教授）

国会の法制局にあたる「県議会法制局」の設置

⇒「第二の報酬」ではなく、政策立案・提言機能を発揮するために用途を制限すべきでない。

【所 感】

今回、議長の立場で各議員の政務活動費の使途についてチェックする必要性から研修に参加させていただいた。政務調査費から政務活動費となった経緯から、使途基準について判例をもとに丁寧に説明をいただいたので大方理解できた。他の受講者が議員ではなく議会事務局職員であったため、議員の立場で本市の抱える疑問点などを聞いたり、発言できたりしたので、非常に良い機会となった。

領収証や報告書の公開をいち早く実施している本市議会は、先進的な取り組みをしていると自負していたが、本質的に政務活動費は調査研究に限って使うべきであるとのことであり、基準の見直しの必要性を感じている。ただ、昨年までの個人研修費を政務活動費に包含した経緯から、現在ゆるやかな判断で行っている個人研修費の取り扱いについて、今後は自己研さんに使用しないように規定を変えなければならないと思う。あわせて、書籍や新聞の購読費についても細かいところを言えば、政策にどう反映したかが問われることになり、検討の余地がある。

いずれにしても、市民に対して議員自身が説明責任を負っていることから、議会事務局とともにチェック体制の構築も必要と感じた。また、昨今報道により、政務活動費の不正使用があぶりだされているが、本市議会では、不正の無いようすることが絶対条件であるので、政策立案につながる適正使用するよう各議員に対して、努力するようお願いしなければならなかったと感じた。